

平成27年12月21日

答申第651号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成20年度から25年度の各年度で最も副次収入（放送番組の多角的活用収入）に貢献した上位5作品名が分かる文書について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書を作成、保有していないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月21日（第230回審議委員会）

第671号諮問、審議、答申